

(表 面)

(介護機関用)

生活保護法指定介護機関処分届書

指 定 介 護 機 関	介 護 事 業 者 番 号	
	開 設 者 名 称	
	主たる事務所の所在地	
	事業所（施設）名 称	
	事業所（施設）所在地	
	事 業 の 種 類	
処 分 の 種 類 及 び そ の 年 月 日		
		令和 年 月 日

上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

盛岡市長 様

届出者 住所

氏名

※この届出書は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく届出書を兼ねます。

(裏 面)

注意事項

- 1 この書類は、盛岡市長（盛岡市生活福祉第一課）あてに提出してください。
- 2 この書類は、生活保護法施行規則第 14 条第 4 項に規定する処分を受けた場合、10 日以内に提出してください。
 - ※ 生活保護法施行規則第 14 条第 4 項に規定する処分の規定
 - 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 24 条、第 28 条若しくは第 29 条
 - 健康保険法（大正 11 年 4 月 22 日法律第 70 号）第 95 条
 - 薬事法第 72 条第 4 項若しくは第 75 条第 1 項
 - 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項
 - 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項
 - 介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）第 77 条第 1 項、第 78 条の 10 第 1 項、第 84 条第 1 項、第 92 条第 1 項、第 101 条、第 102 条、第 103 条第 3 項、第 104 条第 1 項、第 114 条第 1 項、第 115 条の 9 第 1 項、第 115 条の 19 第 1 項、第 115 条の 29 第 1 項若しくは第 115 条の 35 第 6 項
 - 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 14 条第 1 項、
 - あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年 12 月 20 日法律第 217 号）第 9 条第 1 項若しくは第 11 条第 2 項
 - 柔道整復師法（昭和 45 年 4 月 14 日法律第 19 号）第 8 条第 1 項 若しくは第 22 条

記載要領

- 1 病院、診療所又は薬局が届け出る場合は、その病院等について記載してください。

指定訪問看護事業者等が届け出る場合は、その開設する訪問看護ステーション等ごとに記載してください。

助産師又は施術者が届け出る場合は、個人の氏名及び住所のほか、その開設する助産所若しくは施術所又は勤務する助産所若しくは施術所の名称及び所在地についても記載してください。
- 2 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が届け出る場合は、その施設について記載してください。

居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合、その開設する事業所ごとに記載してください。

居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合は、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 3 指定介護機関の「介護事業者番号」は、算用数字で記載してください。
- 4 指定介護機関の「開設者名称」及び「事業所（施設）名称」は、略称等を用いることなく、介護保険法、医療法等の許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用いて記載してください。
- 5 「処分の種類及びその年月日」は、生活保護法施行規則第 14 条に規定する処分及びその処分を受けた年月日を記載してください。
- 6 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。